

政策企画室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分を除く)

【令和4年度第2四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度戦略的な情報発信事業にかかる業務委託(その2)	広告代行	株式会社JR西日本コミュニケーションズ	8,470,000	令和4年9月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度戦略的な情報発信事業にかかる業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社JR西日本コミュニケーションズ

3 随意契約理由

ターゲットとなる市民に訴求する動画作成及び Web 広告の実施、また本市職員への各種広報媒体を複合的に活用したクロスメディアにかかるアドバイス業務には、情報取得手段が多様化する現在の社会環境や、ターゲットとなる市民の実態把握、及び分析能力に加え、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な発想と企画提案力といった高度かつ専門的な技術力や知識と、確実な履行能力が求められることから、予定価格の範囲内で最大の効果を得る公募型プロポーザル（企画提案方式）により、契約相手方を決定することとした。

令和4年8月24日に開催した選定会議にて審査し、最も優れた提案をした事業者である株式会社 JR 西日本コミュニケーションズと地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号：06-6208-7251）